

試案（未定稿）

健康増進法の一部を改正する法律（案）

健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

「第五章 特定給食施設等

目次中 第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）を

第二節 受動喫煙の防止（第二十五条）

「第五章 特定給食施

第六章 受動喫煙防

第一節 定義（第

第二節 特定施設

第三節 特定自動

第四節 雑則（第

設（第二十条―第二十四条）

止

二十五条）

等における受動喫煙防止（第二十五条の二―第二十五条の十五）

車等における受動喫煙防止（第二十五条の十六―第二十五条の二十七）

に、「第六章」を「第七章」に、

二十五条の二十八―第二十五条の三十一)

「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第四十条」を「第四十二条」に改める。

「第五章 特定給食施設等」を「第五章 特定給食施設」に改める。

「第一節 特定給食施設における栄養管理」を削る。

第五章第二節を削る。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 受動喫煙防止

第一節 定義

第二十五条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ 次に掲げる物をいう。

イ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、喫煙用に供されるもの

ロ たばこ事業法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品（以下このロにおいて「製造たばこ代

用品」という。) (その煙又は製造たばこ代用品を吸っている他人の呼気に含まれる煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかである製造たばこ代用品として政令で定めるものに限る。)

二 受動喫煙 他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされることをいう。

三 特定施設 第一種施設、第二種施設及び第三種施設をいう。

四 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、病院、児童福祉施設、小学校、中学校、高等学校その他の主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるものをいう。

五 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設であつて、次に掲げるものをいう。

イ 大学、老人福祉施設その他の相当数の健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの

ロ 体育館その他の主として健康の増進を図ろうとする者が利用する施設として政令で定めるもの

ハ 官公庁施設

- 六 第三種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び第二種施設以外の施設であつて、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店、事務所その他の受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 七 特定自動車等 特定自動車、特定航空機、特定鉄道等車両及び特定船舶をいう。
- 八 特定自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
- 九 特定航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。
- 十 特定鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。
- 十一 特定船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項の船舶運航事業（同法第四

十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。) を営む者 (旅客の運送を行うものに限る。) が旅客の運送を行うためその事業の用に供する日本船舶 (船舶法 (明治三十二年法律第四十六号) 第一条に規定する日本船舶をいう。) をいう。

十二 私的場所 次に掲げる場所をいう。

イ 住宅の場所 (住宅宿泊事業法 (平成二十九年法律第六十五号) 第二条第五項に規定する届出住宅の居室 (同条第三項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものに限る。) の場所を除く。)

ロ 福祉施設の居室 (個室に限る。) の場所

ハ 旅館業法 (昭和二十三年法律第百三十八号) 第二条第一項に規定する旅館業の施設 (同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設を除く。) の客室の場所

ニ その他イからハまでに掲げる場所に準ずる場所

十三 特定事業目的場所 次に掲げる場所をいう。

イ たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者 (以下このイにおいて「小売販売業者」という。) の同法第二十二條第一項に規定する営業所又は小売販売業者が同法第二十六條第一項の許可を

受けて同法第二条第三号に掲げる製造たばこの同法第二十二條第一項に規定する小売販売をする場所のうち、主として喫煙（たばこを吸うことをいい、たばこの煙を発生させることを含む。次節及び第三節において同じ。）の用に供するものとして厚生労働省令で定めるもの

ロ たばこの研究開発（たばこの煙を発生させるものに限る。）の用に供する場所

ハ 演劇その他の芸能の公演（たばこの煙を発生させるものに限る。）の用に供する舞台の場所

十四 位置指定場所 次に掲げる場所をいう。

イ 第二種施設又は第三種施設の屋外の場所であつて、座席その他当該第二種施設又は第三種施設を利用する者の位置が定められている場所

ロ 特定自動車等の内部以外の場所であつて、座席その他当該特定自動車等を利用する者の位置が定められている場所

第二節 特定施設等における受動喫煙防止

（特定施設における喫煙の制限）

第二十五条の二 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、次の各号に掲げる特定施設の区分に

応じ、当該各号に定める場所以外の場所で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所

イ 私的場所

ロ 特定事業目的場所

二 第二種施設 次に掲げる場所

イ 私的場所

ロ 特定事業目的場所

ハ 屋外の場所（位置指定場所を除く。）

三 第三種施設 次に掲げる場所

イ 私的場所

ロ 特定事業目的場所

ハ 屋外の場所（位置指定場所を除く。）

ニ 第二十五条の十第一項に規定する指定喫煙専用場所

(喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対する命令)

第二十五条の三 都道府県知事は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所（同条各号に掲げる特定施設の区分に応じた当該特定施設の当該各号に定める場所以外の場所をいう。以下この節において同じ。）からの退出を命ずることができる。

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の四 特定施設の管理について権原を有する者（以下この節及び次節において「管理権原者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設の喫煙禁止場所その他厚生労働省令で定める事項を、当該特定施設において当該特定施設を利用する者に見やすいように掲示しなければならない。

2 特定施設の管理権原者は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を使用可能な状態で設置してはならない。

3 特定施設の管理権原者及び管理者（以下この節及び次節において「管理権原者等」という。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

4 特定施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該特定施設の特定事業目的場所に立ち入らせないように努めなければならない。

5 前二項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の五 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第二十五条の六 都道府県知事は、特定施設の管理権原者が第二十五条の四第二項の規定に違反して器具又は設備を使用可能な状態で設置したと認めるときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったと

きは、その旨を公表することができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定特定施設の指定等)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設（第三種施設に限る。以下この条において同じ。）のうち、その屋内の場所（私的場所及び特定事業目的場所を除く。）の一部の場所であつて、その構造及び設備が当該場所から当該場所以外の屋内の場所及び位置指定場所へのたばこの煙の流出の防止その他の受動喫煙を防止するための構造及び設備に係る基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合したもの（以下この条及び第二十五条の十第一項において「喫煙専用場所」という。）を有するものを、当該喫煙専用場所において専ら喫煙をすることができる特定施設として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、特定施設の管理権原者の申請に基づき、喫煙専用場所を当該特定施設において専ら喫煙をすることができる場所として定めてするものとす

る。

3 前項の申請をしようとする特定施設の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類及び図面を添えて、これを当該特定施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該特定施設の名称及び所在地

二 当該管理権原者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 喫煙専用場所の位置、構造及び設備

四 その他厚生労働省令で定める事項

4 都道府県知事は、指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 指定をした旨

二 当該特定施設の名称及び所在地

三 第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

5 指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(指定特定施設の指定の変更)

第二十五条の八 指定を受けた特定施設（以下この節において「指定特定施設」という。）の管理権原者は、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、指定をした都道府県知事（以下この節において「指定都道府県知事」という。）に申請して、指定の変更を受けなければならない。

2 指定都道府県知事は、指定特定施設の管理権原者から前項の規定による指定の変更の申請があつたときは、指定を変更することができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の変更について準用する。

(変更等の届出)

第二十五条の九 指定特定施設の管理権原者は、第二十五条の七第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を指定都道府県知事に届

け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 指定特定施設の管理権原者は、当該指定特定施設を廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 指定都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 指定都道府県知事が前項の規定による公示（第二項の規定による指定特定施設の廃止の届出に係るものに限る。）をしたときは、指定は、その効力を失う。

（指定特定施設の管理権原者の責務等）

第二十五条の十 指定特定施設の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定特定施設の指定喫煙専用場所（第二十五条の七第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所（第二十五条の八第二項の規定による指定の変更により当該喫煙専用場所の変更があつたときは、その変更後の喫煙専用場所）をいう。以下この節において同じ。）において、その場所が指定喫煙専用場所である旨その他厚生労働省令で定める事項を当該指定特定施設を利用する者に見やすいように

掲示しなければならない。

- 2 何人も、指定喫煙専用場所以外の場所に指定喫煙専用場所であると誤認されるおそれのある掲示をしてはならない。
- 3 指定特定施設の管理権原者は、当該指定特定施設の指定喫煙専用場所の構造及び設備を第二十五条の七第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 指定特定施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該指定特定施設の指定喫煙専用場所に立ち入らせないよう努めなければならない。

(指定特定施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第二十五条の十一 指定都道府県知事は、指定特定施設の指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の七第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、当該指定特定施設の管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定喫煙専用場所の構造若しくは設備の改善を勧告し、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を勧告することができる。

- 2 指定都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定特定施設の管理権原者が、その勧告に従わな

かつたときは、その旨を公表することができる。

- 3 指定都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定特定施設の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定特定施設の指定喫煙専用場所の構造若しくは設備の改善を命じ、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を命ずることができる。

(指定特定施設の指定の取消し)

第二十五条の十二 指定都道府県知事は、次に掲げる場合には、指定を取り消すことができる。

- 一 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の四第一項又は第二十五条の十第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をしたとき。
- 二 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の四第二項の規定に違反したとき。
- 三 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の六第三項の規定による命令に違反したとき。
- 四 指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の七第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるとき。

五 指定特定施設の管理権原者が偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

六 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の八第一項の規定による指定の変更を受けないで、又は偽りその他不正の手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第二十五条の七第三項第三号に掲げる事項を変更したとき。

七 指定特定施設の管理権原者が前条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 指定特定施設の管理権原者から指定の取消しの申請があつたとき。

2 第二十五条の七第四項（第三号を除く。）及び第五項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（立入検査等）

第二十五条の十三 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用関係)

第二十五条の十四 第二種施設の全部又は一部の場所が第三種施設の全部又は一部の場所に該当する場合においては、その該当する場所については、第二種施設に関するこの節の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第一種施設の全部又は一部の場所が第二種施設の全部若しくは一部の場所又は第三種施設の全部若しくは一部の場所に該当する場合においては、その該当する場所については、第一種施設に関するこの節の規定を適用する。

(多数の者が利用する施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の十五 特定施設以外の多数の者が利用する施設の管理権原者等は、当該施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

第三節 特定自動車等における受動喫煙防止

(特定自動車等における喫煙の制限)

第二十五条の十六 何人も、正当な理由がなくて、特定自動車等においては、次の各号に掲げる特定自動車等の区分に応じ、当該各号に定める場所以外の場所で喫煙をしてはならない。

- 一 特定自動車及び特定航空機 次に掲げる場所
 - イ 私的場所
 - ロ 特定事業目的場所
 - ハ 内部以外の場所（位置指定場所を除く。）
- 二 特定鉄道等車両及び特定船舶 次に掲げる場所
 - イ 私的場所
 - ロ 特定事業目的場所
 - ハ 内部以外の場所（位置指定場所を除く。）
- 三 第二十五条の二十四第一項に規定する指定喫煙専用場所

(喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対する命令)

第二十五条の十七 都道府県知事は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所（同条各号に掲げる特定自動車等の区分に応じた当該特定自動車等の当該各号に定める場所以外の場所をいう。以下この節において同じ。）からの退出を命ずることができる。

（特定自動車等の管理権原者等の責務）

第二十五条の十八 特定自動車等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定自動車等の喫煙禁止場所その他厚生労働省令で定める事項を、当該特定自動車等において当該特定自動車等を利用する者に見やすいように掲示しなければならない。

2 特定自動車等の管理権原者は、当該特定自動車等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を使用可能な状態で設置してはならない。

3 特定自動車等の管理権原者等は、当該特定自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙しようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

4 特定自動車等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該特定自動車等の特定事業目的場所に立ち入らせないよう努めなければならない。

5 前二項に定めるもののほか、特定自動車等の管理権原者等は、当該特定自動車等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定自動車等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の十九 都道府県知事は、特定自動車等の管理権原者等に対し、当該特定自動車等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定自動車等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第二十五条の二十 都道府県知事は、特定自動車等の管理権原者が第二十五条の十八第二項の規定に違反して器具又は設備を使用可能な状態で設置したと認めるときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定自動車等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定自動車等の管理権原者が、正当な理由がなくて

その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定特定自動車等の指定等)

第二十五条の二十一 都道府県知事は、特定自動車等（特定鉄道等車両及び特定船舶に限る。以下この条において同じ。）のうち、その内部の場所（私的場所及び特定事業目的場所を除く。）の一部の場所であつて、その構造及び設備が当該場所から当該場所以外の内部の場所及び位置指定場所へのたばこの煙の流出の防止その他の受動喫煙を防止するための構造及び設備に係る基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合したもの（以下この条及び第二十五条の二十四第一項において「喫煙専用場所」という。）を有するものを、当該喫煙専用場所において専ら喫煙をすることができる特定自動車等として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、特定自動車等の管理権原者の申請に基づき、喫煙専用場所を当該特定自動車等において専ら喫煙をすることができる場所として定めるものとする。

- 3 前項の申請をしようとする特定自動車等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類及び図面を添えて、これを当該特定自動車等の管理権原者の住所地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 当該特定自動車等の車両番号その他これに類する当該特定自動車等を識別するための文字、番号、記号その他の符号（以下この節において「識別番号」という。）
 - 二 当該管理権原者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 喫煙専用場所の位置、構造及び設備
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 都道府県知事は、指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - 一 指定をした旨
 - 二 当該特定自動車等の識別番号
 - 三 第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

5 指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(指定特定自動車等の指定の変更)

第二十五条の二十二 指定を受けた特定自動車等（以下この節において「指定特定自動車等」という。）の管理権原者は、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、指定をした都道府県知事（当該管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更があつたときは、その変更後の住所地の都道府県知事。以下この節において「指定都道府県知事」という。）に申請して、指定の変更を受けなければならない。

2 指定都道府県知事は、指定特定自動車等の管理権原者から前項の規定による指定の変更の申請があつたときは、指定を変更することができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の変更について準用する。

(変更等の届出)

第二十五条の二十三 指定特定自動車等の管理権原者は、第二十五条の二十一第三項第一号、第二号又は第

四号に掲げる事項（当該管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更を除く。）を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。

ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 指定特定自動車等の管理権原者は、当該指定特定自動車等を廃止し、又は都道府県の区域を異にして住所を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

4 指定都道府県知事が前項の規定による公示（第二項の規定による指定特定自動車等の廃止の届出に係るものに限る。）をしたときは、指定は、その効力を失う。

5 指定都道府県知事は、第二項の規定による指定特定自動車等の管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更の届出を受けたときは、その変更後の住所地の都道府県知事にその旨を通知するものとする。

（指定特定自動車等の管理権原者の責務等）

第二十五条の二十四 指定特定自動車等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所（第二十五条の二十一第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所（第二十五条の二十二第二項の規定による指定の変更により当該喫煙専用場所の変更があつたときは、その変更後の喫煙専用場所）をいう。以下この節において同じ。）において、その場所が指定喫煙専用場所である旨その他厚生労働省令で定める事項を当該指定特定自動車等を利用する者に見やすいように掲示しなければならない。

2 何人も、指定喫煙専用場所以外の場所に指定喫煙専用場所であると誤認されるおそれのある掲示をしてはならない。

3 指定特定自動車等の管理権原者は、当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所の構造及び設備を第二十五条の二十一第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

4 指定特定自動車等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所に立ち入らせないよう努めなければならない。

（指定特定自動車等の管理権原者に対する勧告、命令等）

第二十五条の二十五 指定都道府県知事は、指定特定自動車等の指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の二十一第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、当該指定特定自動車等の管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定喫煙専用場所の構造若しくは設備の改善を勧告し、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を勧告することができる。

2 指定都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定特定自動車等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 指定都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定特定自動車等の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所の構造若しくは設備の改善を命じ、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を命ずることができる。

(指定特定自動車等の指定の取消し)

第二十五条の二十六 指定都道府県知事は、次に掲げる場合には、指定を取り消すことができる。

1 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の十八第一項又は第二十五条の二十四第一項の規定によ

る掲示をせず、又は虚偽の掲示をしたとき。

二 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の十八第二項の規定に違反したとき。

三 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の二十第三項の規定による命令に違反したとき。

四 指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の二十一第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるとき。

五 指定特定自動車等の管理権原者が偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

六 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の二十二第一項の規定による指定の変更を受けないで、又は偽りその他不正の手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第二十五条の二十一第三項第三号に掲げる事項を変更したとき。

七 指定特定自動車等の管理権原者が前条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 指定特定自動車等の管理権原者から指定の取消しの申請があつたとき。

2 第二十五条の二十一第四項（第三号を除く。）及び第五項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

(立入検査等)

- 第二十五条の二十七 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定自動車等の管理権原者等に対し、当該特定自動車等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定自動車等若しくはその管理権原者の住所地に立ち入り、当該特定自動車等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 雑則

(適用関係)

第二十五条の二十八 第二節の規定にかかわらず、特定施設の場所において運行する特定自動車等の場所については、特定自動車等に関する前節の規定を適用する。

第二十五条の二十九 特定施設の場所又は特定自動車等の場所において運行する一般自動車等（特定自動車

等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。) の場所については、この章(この条及び次条を除く。)の規定は、適用しない。

(政令及び省令への委任)

第二十五条の三十 この章に定めるもののほか、特定施設及び特定自動車等における受動喫煙を防止するための措置に関し必要な事項は政令で、その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

(経過措置)

第二十五条の三十一 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

本則に次の二条を加える。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の四第一項、第二十五条の十第二項、第二十五条の十八第一項又は第二十五条の二十四第

- 一 一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 二 第二十五条の六第三項又は第二十五条の二十第三項の規定による命令に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十五条の七第一項又は第二十五条の二十一第一項の規定による指定を受けた者
- 四 第二十五条の八第一項の規定による指定の変更を受けないで、又は偽りその他不正の手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第二十五条の七第三項第三号に掲げる事項を変更した者
- 五 第二十五条の九第一項若しくは第二項又は第二十五条の二十三第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第二十五条の十第二項又は第二十五条の二十四第二項の規定に違反した者
- 七 第二十五条の十一第三項又は第二十五条の二十五第三項の規定による命令に違反した者
- 八 第二十五条の十三第一項又は第二十五条の二十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

九 第二十五条の二十二第二項の規定による指定の変更を受けないで、又は偽りその他不正の手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第二十五条の二十一第三項第三号に掲げる事項を変更した者

第四十二条 第二十五条の三又は第二十五条の十七の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 附則第四条第一項及び第二項、第五条第三項から第五項まで並びに第六条第一項及び第二項の規定

この法律の施行の日（以下「施行日」という。） 前の政令で定める日

(特定小規模第三種施設に関する特例)

第二条 この法律による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十五条第六号に規定する第三種

施設（以下「第三種施設」という。）のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの（以下この条において「特定小規模第三種施設」という。）については、当分の間、新法第六章第二節（第二十五条の五及び第二十五条の十第二項を除く。次項において同じ。）（次条の規定により読み替えて適用される場合を含む。同項において同じ。）の規定は、適用しない。

- 一 二十歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設（営業の常態として、酒類の提供を受けないで利用することができ、かつ、食事の提供が行われる飲食店は含まないものとする。）として政令で定める施設であること。
- 二 政令で定める方法により算定した当該施設の面積が二十平方メートル以下であること。
- 三 次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該施設の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）以外に当該施設の従業者がないこと。
 - ロ 当該施設の特定場所（屋内の場所（新法第二十五条第十二号に規定する私的場所及び同条第十三号に規定する特定事業目的場所に該当する場所を除く。）及び同条第十四号（イに係る部分に限る。）

に規定する位置指定場所をいう。以下この項及び第三項において同じ。) において喫煙 (同条第十三号イに規定する喫煙をいう。以下同じ。) をすることができることについて、当該施設の管理権原者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の全ての従業者の同意を得ていること。

四 当該施設の管理権原者が、二十歳未満の者を当該施設に立ち入らせないようにするために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じていること。

五 当該施設を利用する者が次に掲げる事項をその利用に際して考慮することができるよう、当該施設の管理権原者が、厚生労働省令で定める方法により、当該事項を掲示していること。

イ 当該施設が前各号に掲げる全ての要件を満たす施設であること。

ロ 当該施設の特定場所において、喫煙をすることができ、かつ、当該施設を利用する者に受動喫煙 (新法第二十五条第二号に規定する受動喫煙をいう。以下同じ。) が生じるおそれがあること。

2 特定小規模第三種施設の全部又は一部の場所が特定小規模第三種施設以外の新法第二十五条第二号に規定する特定施設 (以下「特定施設」という。) の全部又は一部の場所に該当する場合においては、その該当する場所については、当分の間、特定施設に関する新法第六章第二節の規定は、適用しない。

- 3 特定小規模第三種施設の管理権原者は、当該特定小規模第三種施設の特定場所における受動喫煙の程度を低減させるための措置として厚生労働省令で定める措置をとらなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、特定小規模第三種施設の管理権原者及び管理者（第八項において「管理権原者等」という。）は、当該特定小規模第三種施設における受動喫煙の程度を低減させるために必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 5 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、特定小規模第三種施設の管理権原者が第三項の規定に違反して同項に規定する措置をとらなかつたと認めるときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、同項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定小規模第三種施設の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 7 都道府県知事は、第五項の規定による勧告を受けた特定小規模第三種施設の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 8 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、特定小規模第三種施設の管理権原者等に対し、当該特定小規模第三種施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定小規模第三種施設に立ち入り、当該特定小規模第三種施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 9 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 10 第八項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 11 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- 一 第七項の規定による命令に違反した者
 - 一 第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (新法第六章及び第九章の規定の適用についての経過措置)

第三条 施行日から起算して五年を経過する日までの間における新法第六章（第二節及び第四節に限る。）

及び第九章（第四十一条及び第四十二条に限る。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|---------------------|--|
| 第二十五条の二第一号 | ロ 特定事業目的場所 | ロ 特定事業目的場所 ハ 第二十五条の十第一項に規定する指定特例喫煙専用場所 |
| 第二十五条の二第二号 | ハ 屋外の場所（位置指定場所を除く。） | ハ 屋外の場所（位置指定場所を除く。） ニ 第二十五条の十第一項に規定する指定特例喫煙専用場所 |
| 第二十五条の八の見出し | 指定の | 指定又は特例指定の |
| 第二十五条の八第一項 | を受けた | 又は健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第五条 |

| | | |
|----------------|------------------------|--|
| | | 第一項の規定による指定（以下この節において「特例指定」という。）を受けた |
| | に掲げる | 又は改正法附則第五条第三項第三号に掲げる |
| | をした | 又は特例指定をした |
| | 指定の | 指定又は特例指定の |
| 第二十五条の八第 二項 | 指定の | 指定又は特例指定の |
| | 指定を | 指定又は特例指定を |
| 第二十五条の八第 三項 | 、前項の規定による指定 の変更について | 前項の規定による指定の変更について、改正法附則第 五条第二項、第八項及び第九項の規定は前項の規定に よる特例指定の変更について、それぞれ |
| 第二十五条の九第 一項 | 又は | 若しくは第四号又は改正法附則第五条第三項第一号、 第二号若しくは |

| | | |
|----------------|------|--|
| 第二十五条の九第 四項 | 指定は | 指定及び特例指定は |
| 第二十五条の十第 一項 | 同じ | 同じ。)又は指定特例喫煙専用場所(改正法附則第五 条第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場 所として定められた同条第一項に規定する特例喫煙専 用場所(以下この項において「特例喫煙専用場所」と いう。)(第二十五条の八第二項の規定による特例指 定の変更により当該特例喫煙専用場所の変更があつた ときは、その変更後の特例喫煙専用場所)をいう。以 下この節において同じ |
| | である旨 | 又は指定特例喫煙専用場所である旨 |
| 第二十五条の十第 | 掲示 | 掲示又は指定特例喫煙専用場所以外の場所に指定特例 |

| | | |
|---------------------|---------------------|---|
| 二項 | | 喫煙専用場所であると誤認されるおそれのある掲示 |
| 第二十五条の十第 三項及び第四項 | 指定喫煙専用場所 | 指定喫煙専用場所及び指定特例喫煙専用場所 |
| 第二十五条の十一 第一項 | の構造又は 当該指定喫煙専用場所 | 又は指定特例喫煙専用場所の構造又は 当該指定喫煙専用場所若しくは指定特例喫煙専用場所 |
| 第二十五条の十一 第三項 | 指定喫煙専用場所 | 指定喫煙専用場所若しくは指定特例喫煙専用場所 |
| 第二十五条の十二 の見出し | 指定の | 指定又は特例指定の |
| 第二十五条の十二 第一項 | 、指定 | 、指定又は特例指定 |
| 第二十五条の十二 | の構造 | 又は指定特例喫煙専用場所の構造 |

| | | |
|--------------------|-------------------------|---|
| 第一項第四号 | | |
| 第二十五条の十二 第一項第五号 | 指定を | 指定又は特例指定を |
| 第二十五条の十二 第一項第六号 | 指定の に掲げる | 指定若しくは特例指定の 又は改正法附則第五条第三項第三号に掲げる |
| 第二十五条の十二 第一項第八号 | 指定の | 指定又は特例指定の |
| 第二十五条の十二 第二項 | 、前項の規定による指定 の取消しについて | 前項の規定による指定の取消しについて、改正法附則 第五条第八項（第三号を除く。）及び第九項の規定は 前項の規定による特例指定の取消しについて、それぞ れ |
| 第二十五条の十三 | この節 | この節及び改正法附則第五条 |

| | | |
|-------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 第一項及び第二十五 条の十四 | | |
| 第二十五条の二十 九 | の規定 | 及び改正法附則第五条の規定 |
| 第四十一条第三号 | 又は第二十五条の二十一 第二項 | 若しくは第二十五条の二十一第二項又は改正法附則第 五条第二項 |
| 第四十一条第四号 | 指定 | 指定若しくは特例指定 |
| | に掲げる | 又は改正法附則第五条第三項第三号に掲げる |

(特定施設に関する指定の特例)

第四条 新法第二十五条の七第二項の申請をしようとする者は、施行日前においても、同条第三項の規定の例により、当該申請をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による新法第二十五条の七第二項の申請があつた場合には、施行日前にお

いても、同条第一項及び第二項の規定の例により同条第一項の規定による指定（以下この項及び第四項において「指定」という。）をし、及び同条第四項の規定の例により公示をすることができる。この場合において、当該指定及び公示は、施行日においてそれぞれ同条第一項及び第四項の規定によりされたものとみなす。

3 都道府県知事は、第一項の規定による新法第二十五条の七第二項の申請（施行日の厚生労働省令で定める日数前までにあつたものに限る。）があつた場合であつて、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、施行日において、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 第一項の規定による新法第二十五条の七第二項の申請があつた旨

二 当該申請に係る特定施設の名称及び所在地

三 当該申請に係る申請書に記載された新法第二十五条の七第一項に規定する喫煙専用場所（第五項において「喫煙専用場所」という。）の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

4 都道府県知事は、前項の規定により公示された特定施設について指定をしないこととしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 指定をしないこととした旨

二 当該特定施設の名称及び所在地

三 その他厚生労働省令で定める事項

5 第三項の規定により公示された特定施設の場所のうち、同項第三号に規定する喫煙専用場所については、施行日から当該特定施設についての新法第二十五条の七第四項又は前項の規定による公示の日までの間は、同条第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所とみなす。

(施行の際専ら喫煙の用に供する場所を有する特定施設に関する特例)

第五条 都道府県知事は、特定施設（次に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その屋内の場所（新法第二十五条第十二号に規定する私的場所及び同条第十三号に規定する特定事業目的場所を除く。）の一部の場所であつて、その構造及び設備が新法第二十五条の七第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合したもの（以下この条において「特例喫煙専用場所」という。）を有するものを、当該

特例喫煙専用場所において専ら喫煙をすることができる特定施設として指定することができる。

一 新法第二十五条第四号に規定する第一種施設（この法律の施行の際専ら喫煙の用に供する場所を有するものに限る。）

二 新法第二十五条第五号に規定する第二種施設（この法律の施行の際専ら喫煙の用に供する場所を有するものに限る。）

2 前項の規定による指定（以下この条において「特例指定」という。）は、特定施設の管理権原者の申請に基づき、特例喫煙専用場所を当該特定施設において専ら喫煙をすることができる場所として定めてするものとする。

3 前項の申請をしようとする特定施設の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類及び図面を添えて、これを当該特定施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該特定施設の名称及び所在地

二 当該管理権原者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 特例喫煙専用場所の位置、構造及び設備

四 その他厚生労働省令で定める事項

4 第二項の申請は、この法律の施行の際当該申請に係る特定施設が第一項各号に掲げる特定施設に該当することを条件として、施行日前に限りすることができる。

5 都道府県知事は、第二項の申請があつた場合には、施行日前においても、第一項及び第二項の規定の例により特例指定をし、及び第八項の規定の例により公示をすることができる。この場合において、当該特例指定及び公示は、施行日においてそれぞれ第一項及び第八項の規定によりされたものとみなす。

6 都道府県知事は、第二項の申請（施行日の厚生労働省令で定める日数前までにあつたものに限る。）があつた場合であつて、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、施行日において、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 第二項の申請があつた旨

二 当該申請に係る特定施設の名称及び所在地

三 当該申請に係る申請書に記載された特例喫煙専用場所の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

7 都道府県知事は、前項の規定により公示された特定施設について特例指定をしないこととしたときは、

厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 特例指定をしないこととした旨

二 当該特定施設の名称及び所在地

三 その他厚生労働省令で定める事項

8 都道府県知事は、特例指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示

しなければならない。

一 特例指定をした旨

二 当該特定施設の名称及び所在地

三 第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた特例喫煙専用場所の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

9 特例指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

10 第六項の規定により公示された特定施設の場所のうち、同項第二号に規定する特例喫煙専用場所については、施行日から当該特定施設についての第七項又は第八項の規定による公示の日までの間は、第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた特例喫煙専用場所とみなす。

11 特例指定は、施行日から起算して五年を経過した日限りその効力を失う。

(特定自動車等に関する指定の特例)

第六条 新法第二十五条の二十一第二項の申請をしようとする者は、施行日前においても、同条第三項の規定の例により、当該申請をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による新法第二十五条の二十一第二項の申請があつた場合には、施行日前においても、同条第一項及び第二項の規定の例により同条第一項の規定による指定（以下この項及び第四項において「指定」という。）をし、及び同条第四項の規定の例により公示をすることができる。この場合において、当該指定及び公示は、施行日においてそれぞれ同条第一項及び第四項の規定によりされたものとみなす。

3 都道府県知事は、第一項の規定による新法第二十五条の二十一第二項の申請（施行日の厚生労働省令で

定める日数前までにあつたものに限る。)があつた場合であつて、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、施行日において、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 第二項の規定による新法第二十五条の二十一第二項の申請があつた旨

二 当該申請に係る新法第二十五条第七号に規定する特定自動車等(以下この条において「特定自動車等」という。)の識別番号(新法第二十五条の二十一第三項第一号に規定する識別番号をいう。第四項第二号において同じ。)

三 当該申請に係る申請書に記載された新法第二十五条の二十一第一項に規定する喫煙専用場所(第五項において「喫煙専用場所」という。)の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

4 都道府県知事は、前項の規定により公示された特定自動車等について指定をしないこととしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 指定をしないこととした旨

二 当該特定自動車等の識別番号

三 その他厚生労働省令で定める事項

5 第三項の規定により公示された特定自動車等の場所のうち、同項第三号に規定する喫煙専用場所については、施行日から当該特定自動車等についての新法第二十五条の二十一第四項又は前項の規定による公示の日までの間は、同条第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、受動喫煙

の防止に係る対策に関する内外の動向、受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見等を勘案し、受動喫煙の防止に係る対策の在り方その他の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

多数の者が利用する施設等における受動喫煙の防止に係る対策を強化するため、当該施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。